

兵庫県立西宮高等学校PTA会則

(名称)

第1条 本会は兵庫県立西宮高等学校PTAという。

(場所)

第2条 本会の事務所は兵庫県立西宮高等学校内に置く。

(目的)

第3条 本会は、学校・家庭・社会における教育諸問題を協議研究し、保護者・教職員が一体となって、本校の教育目標を達成することを目的とする。

(活動)

第4条 本会はその目的を達する為に、次の活動を行う。

- 1 学校との連携を密にし融和を図るための各種会合
- 2 教育制度とその他教育諸問題の研究協議会
- 3 家庭生活改善の研究会・講習会
- 4 他校PTAその他一般社会教育機関との協力
- 5 会員の研究修養等資質向上のための事業
- 6 その他

(会員)

第5条 本会の会員は、兵庫県立西宮高等学校に在学する生徒の保護者及び教職員とする。

第6条 本会に次の総務役員・監事・顧問を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 2名以上3名以内
- 3 書記 2名以上3名以内
- 4 会計 2名以上3名以内
- 5 監事 若干名
- 6 顧問 若干名(学校長を含む)

なお、会長・副会長・書記・会計を総務役員と称する。

(任務)

第7条 総務役員・監事の任務は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合はその代理をする。
- 3 書記は議事を記録し、会議録・関係文書類を保管する。
- 4 会計は金銭出納簿・領収書綴等の帳簿をそろえ、会計事務を処理する。
- 5 監事は会計監査をする。

(選出)

第8条 総務役員・監事の選出は次の通りとする。

- 1 会長・副会長・書記・会計は会員より選出し、総会で承認を得る。
- 2 監事は総務役員・理事以外の会員より選出し、総会で承認を得る。
- 3 顧問は前年度会長が推挙し、総会で承認を得る。

(任期)

第9条 総務役員・監事の任期は1年とする。但し再任は妨げない。欠員が出た場合は、その都度、理事会で協議する。

(理事)

第10条 本会に理事を置く

- 1 理事は専門部を構成し、研究会・講習会等の企画や会務の処理を行う。
- 2 理事は理事会で決定した方法で、総務役員・監事以外の会員より選出する。
- 3 理事の任期は1年とする。但し再任は妨げない。欠員が出た場合は、その都度、理事会で協議する。

(総会・理事会)

第11条 本会の決議機関は総会・理事会とする。

1 総会

- (1) 総会は本会の最高決議機関とする。
- (2) 総会は全会員によって構成し、3分の1以上の出席で成立する。
ただし、委任状による出席を認める。
- (3) 総会は年1回以上開催し、重要な事項・会務・会計の報告・提案をし、審議決定を行う。
- (4) 総会の形式は原則対面形式とするが、議案内容などにより書面開催も可能とする。
- (5) 総会の議事は、出席者の2分の1以上の賛同をもって議決し、可否同数の場合は議長が決定する。
- (6) 緊急を要する場合は理事会の議決をもって総会の議決にかえることができる。

2 理事会

- (1) 理事会は総会に準ずる議決機関とする。
- (2) 理事会は総務役員・顧問・理事によって構成し、2分の1以上の出席で成立する。
ただし、委任状による出席を認める。
- (3) 理事会は総会に付議すべき事項やその他運営に必要な事項の審議決定を行う。
- (4) 理事会の形式は原則対面形式とするが、議案内容などにより書面開催も可能とする。
- (5) 理事会の議事は、出席者の2分の1以上の賛同をもって議決する。

(会計)

第12条 本会の経費は、会費及び寄附金その他をもってこれに充てる。

(会費)

第13条 会員は、本会の事業を行うために必要な会費を負担する。

- 1 本会の会費は保護者から生徒数を単位として年間3,000円、教職員から年間1,200円として、理事会で決定した方法で納入する。
- 2 年度途中で退会した場合は、すでに納入した会費の払い戻しはしない。
- 3 特別な事情がある場合は、会費を免除することができる。

【平成20年5月20日改正】

【平成22年5月24日改正】

【平成30年5月21日改正】

【令和3年11月11日改正】

附 則

第1条 慶弔規定については別に定める。

第2条 会費について

- 1 会費は一括で徴収する。(徴収月については、別途学校と協議して決定する。)
- 2 転入生の会費徴収について、後期(10月以降)に転入した場合は、年会費の半額を徴収する。

第3条 本会にはPTA事務を置くことができる。

- 1 任期は1年とし、理事会にて互選する。
- 2 人件費は年間5万円とし、会費より支払う。ただし、人件費は理事会の承認を得て改正できることとする。
- 3 交通費は本会の「交通費の支給に関する内規」に準じ、会費より支払うことができる。

第4条 本会の附則は理事会の議決によって改正することができる。

【平成18年5月22日改正】

【平成20年5月20日改正】

【平成22年2月9日改正】

【平成25年1月15日改正】

【平成31年1月28日改正】

【令和3年11月11日改正】